

能勢町障害者計画等推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町附属機関に関する条例（平成26年条例第1号）に規定する能勢町障害者計画等推進委員会（以下「委員会」という。）について、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 障害者計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (2) 障害福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (3) 障害児福祉計画の策定、見直し及び進捗管理に関する事項
- (4) 前号に掲げるもののほか、障がい福祉施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 住民代表者
- (5) その他町長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会の会議は原則として公開する。

(報酬)

第7条 委員に報酬を支給する。

- 2 報酬の額及び支給に関しては、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(能勢町障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 能勢町障害者計画策定委員会設置要綱は、廃止する。
(委員の任期の特例)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに任命される委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。